

西宮市指名停止基準

(指名停止)

第1条 西宮市長（以下「市長」という。）は、入札参加資格者（注1）が別表第1又は別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、指名停止（注2）を行うものとする。

2 市長は、建設工事、業務委託、製造の請負及び物品の購入等（以下「工事等」という。）の契約のため、指名を行うに際し、前項の指名停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。また、指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 入札参加資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長い期間を適用する。

2 入札参加資格者が指名停止期間中又は指名停止期間満了後に次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、別表各号の措置要件に該当する事実又は行為が、当初の指名停止より前に行われたものであるときは、この限りではない。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間に、当該別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第1第5号、第6号、第7号又は第8号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間に、同表第5号、第6号、第7号又は第8号のいずれかの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

(3) 別表第2第1号、第2号、第3号又は第8号(5)の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、同表第1号、第2号、第3号又は第8号(5)のいずれかの措置要件に該当することとなったとき（第1号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるときは、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間を当該適用期間の2分の1に短縮することができる。

4 市長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるとき又は極めて重大な結果を生じさせたときは、別表各号及び第1項の規定による指名停止期間を当該適用期間の2倍に延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪

質な事由があることが明らかとなったときは、当該指名停止期間を第3項又は前項の規定に基づき変更することができる。

- 6 市長は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責を負わないことが明らかになったと認めるときは、指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 市長は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、入札参加資格者等(注3)が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当する場合(第3条第2項及び第4項の規定に該当する場合を除く。)の指名停止の期間は、当該各号の規定により算出した期間とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は西宮市(以下「市」という。)の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者等のうち契約権限を有する者から、当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号(1)、(4)又は第3号(1)のいずれかに該当したとき。当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間。
 - (2) 別表第2第2号又は第3号に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下「競売入札妨害」という。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に該当する場合を除く。)。当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間。
 - (3) 別表第2第2号に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前2号に該当する場合を除く。)。当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間。
 - (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり又はあったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する入札参加資格者等に悪質な事由(注4)があるとき(前3号に該当する場合を除く。)。当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間。
 - (5) 市又は他の公共団体等の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する入札参加資格者等に悪質な事由があるとき(第1号に該当する場合を除く。)。当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間。
- 2 市長は、別表第2第2号に該当する入札参加資格者について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該措置要件に定める指名停止期間を2分の1に短縮することができる。

(指名停止の期間の上限)

第4条の2 前2条の規定により得た指名停止の期間は36箇月を限度とする。

(指名停止等の通知)

第5条 市長は、第1条第1項若しくは第2条の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 市長は、指名停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(下請の禁止)

第7条 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者が市が発注する工事等を下請することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に対する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(運用項目)

第9条 この基準の運用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この基準は、昭和63年4月1日から適用する。

2 入札参加排除の認定および指名停止基準は廃止する。ただし、入札参加排除または指名停止の措置要件に該当する事由が、昭和63年3月31日以前に生じたものについては、なお、従前の例による。

付 則

1 この基準は、昭和63年7月1日から適用する。

付 則

1 この基準は、平成6年9月1日から適用する。

2 改正前の西宮市指名停止基準に基づき指名停止を受けている有資格業者は、この基準の規定にかかわらず、改正前の西宮市指名停止基準の定めるところによるものとする。

付 則

1 この基準は、平成14年4月1日から適用する。

2 改正前の西宮市指名停止基準に基づき指名停止を受けている有資格業者は、この基準の規定にかかわらず、改正前の西宮市指名停止基準の定めるところによるものとする。

付 則

1 この基準は、平成14年10月1日から適用する。

付 則

- 1 この基準は、平成 16 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の西宮市指名停止基準に基づき指名停止を受けている有資格業者は、この基準の規定にかかわらず、改正前の西宮市指名停止基準の定めるところによるものとする。

付 則

- 1 この基準は、平成 19 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の西宮市指名停止基準に基づき指名停止を受けている有資格業者は、この基準の規定にかかわらず、改正前の西宮市指名停止基準の定めるところによるものとする。
- 3 改正前の西宮市指名停止基準に規定する排除勧告等があった事案にかかる指名停止措置については、なお従前の基準を適用する。

付 則

- 1 この基準は、平成 20 年 3 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この基準は、平成 22 年 10 月 1 日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 改正前の西宮市指名停止基準に基づき指名停止を受けている有資格業者は、この基準の規定にかかわらず、改正前の西宮市指名停止基準の定めるところによるものとする。
- 3 改正後の別表第 1 第 3 号の規定は、実施日以後に市が発注する工事等について適用し、実施日前に市が発注した工事等については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、平成 23 年 4 月 1 日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 改正後の別表第 1 第 3 号の規定は、実施日以後に市が発注する工事等について適用し、実施日前に市が発注した工事等については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、平成 25 年 7 月 1 日から実施する。

付 則

- 1 この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の西宮市指名停止基準に基づき指名停止を受けている有資格業者は、この基準の規定にかかわらず、改正前の西宮市指名停止基準の定めるところによるものとする。

付 則

- 1 この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の西宮市指名停止基準に基づき指名停止を受けている有資格業者は、この基準の規定にかかわらず、改正前の西宮市指名停止基準の定めるところによるものとする。

付 則

- 1 この基準は、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の西宮市指名停止基準に基づき指名停止を受けている有資格業者は、この基準の規定にかかわらず、改正前の西宮市指名停止基準の定めるところによるものとする。

付 則

- 1 この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の西宮市指名停止基準に基づき指名停止を受けている有資格業者は、この基準の規定にかかわらず、改正前の西宮市指名停止基準の定めるところによるものとする。

付 則

- 1 この基準は、令和3年10月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 改正前の西宮市指名停止基準に基づき指名停止を受けている有資格業者は、この基準の規定にかかわらず、改正前の西宮市指名停止基準の定めるところによるものとする。
- 3 改正後の別表第1第4号（1）の規定は、実施日以降に生じた履行遅滞について適用し、実施日前に既に履行遅滞となっている工事等については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、令和4年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 改正前の西宮市指名停止基準に基づき指名停止を受けている有資格業者は、この基準の規定にかかわらず、改正前の西宮市指名停止基準の定めるところによるものとする。
- 3 改正後の別表第1第1号の規定は、実施日以降に市が発注する工事等から適用し、実施日前に市が発注した工事等については、なお従前の例による。

別表第1 事故等に基づく措置基準

| 措置要件 | 期間 |
|--|--|
| <p>(虚偽記載)</p> <p>1 市（注5）が発注する工事等において、競争入札参加資格審査申請書、資格確認資料その他の契約前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 6 箇月</p> |
| <p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>(1) 市が発注する工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告又は監査委員の監査の結果に関する報告で指摘され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 市が発注する工事等以外の県内（兵庫県内をいう。以下同じ。）公共工事等（注6）の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告で指摘され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>3 箇月</p> <p>2 箇月</p> |
| <p>(工事成績不良)</p> <p>3 市が発注する建設工事に係る完成検査の工事成績評定書における総評定点（法令遵守等の考査項目において減点がある場合は、これを除いた点数を総評定点とする。）が次に該当するとき。</p> <p>(1) 40 点未満の場合</p> <p>(2) 40 点以上 45 点未満の場合</p> <p>(3) 45 点以上 60 点未満の場合</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>6 箇月</p> <p>4 箇月</p> <p>2 箇月</p> |
| <p>(契約違反)</p> <p>4 市が発注する工事等の施工等に当たり、第2号(1)に掲げる場合のほか、契約に違反し工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 履行遅滞があったとき。</p> <p>(2) (1)に掲げる場合のほか、市が発注する工事等の施工等に当たり、契約に違反し工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>履行遅滞が生じた日から1 箇月。ただし、履行遅滞の期間が1 箇月を超えるごとに1 箇月延長する。</p> <p>当該認定をした日から 1～3 箇月</p> |
| <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市が発注する工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> |

| 措置要件 | 期間 |
|---|------------------------------------|
| (1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 負傷者を生じさせたとき。 (3) 極めて重大な影響を及ぼす事故を生じさせ、損害を与えたとき。 | 6 箇月 3 箇月 6 箇月 |
| 6 県内の工事等で市が発注する工事等以外の工事等(以下「一般工事等(注7)」という。)の施工等に当たり安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、入札参加資格者等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 負傷者を生じさせたとき。 (3) 極めて重大な影響を及ぼす事故を生じさせ、損害を与えたとき。 | 当該認定をした日から 3 箇月 2 箇月 3 箇月 |
| (安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 7 市が発注する工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 重傷者(注8)を生じさせたとき。 | 当該認定をした日から 2 箇月 1 箇月 |
| 8 県内の一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、入札参加資格者等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 負傷者を生じさせたとき。 | 当該認定をした日から 1 箇月 1 箇月 |

別表第2 不正行為に基づく措置基準

| 措置要件 | 期間 |
|---|---|
| <p>(贈賄)</p> <p>1 入札参加資格者等が、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者等が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者等が、県内の他の公共機関（注9）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者等が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> | <p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p> <p>24 箇月</p> <p>9 箇月</p> <p>6 箇月</p> |
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し、入札参加資格者等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市が発注する工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>(2) 県内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>(3) 県外の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>12 箇月</p> <p>8 箇月</p> <p>4 箇月</p> |
| <p>(4) 市が発注する工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕若しくは起訴されたとき。</p> <p>(5) 県内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕若しくは起訴されたとき。</p> <p>(6) 県外の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕若しくは起訴されたとき。</p> | <p>24 箇月</p> <p>12 箇月</p> <p>6 箇月</p> |
| <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>3 入札参加資格者等が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 市が発注する工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) 県内の一般工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(3) 県外の一般工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> | <p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p> <p>24 箇月</p> <p>12 箇月</p> <p>6 箇月</p> |
| <p>(補助金の不正受給を目的とした不正行為)</p> | |

| 措置要件 | 期間 |
|---|--|
| <p>4 業務に関し、入札参加資格者等が、補助金等（注 10）の不正受給を目的とした不正行為により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金等適正化法」という。）第 29 条若しくは第 30 条、詐欺（刑法第 246 条に規定する罪をいう。以下同じ。）又は電子計算機使用詐欺（刑法第 246 条の 2 に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 市の補助事業等（注 11）又は間接補助事業等（注 12）（以下「補助事業等」という。）に関し補助金等適正化法第 29 条若しくは第 30 条、詐欺又は電子計算機使用詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) 県内の市町の補助事業等に関し、補助金等適正化法第 29 条若しくは第 30 条、詐欺又は電子計算機使用詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> | <p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p> <p>12 箇月</p> <p>9 箇月</p> |
| <p>（暴力団関係）</p> <p>5 入札参加資格者に関し、警察の確認・通報等により次に該当することが明らかになったとき。</p> <p>(1) 暴力団員が役員として入札参加資格者の経営に関与（実質的に関与している場合を含む。）しているとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者が、暴力団員を相当の責任の地位にある者（注 13）として使用し、又は代理人として選任しているとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者又はその役員その他経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者（以下「役員等」という。）が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団員の威力を利用したことが明らかになったとき。</p> <p>(4) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に資金援助等の経済的便宜を図ったとき。</p> <p>(5) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>12 箇月以上その事実がなくなったと通報があるまで</p> <p>6 箇月以上その事実がなくなったと通報があるまで</p> <p>6 箇月以上その事実がなくなったと通報があるまで</p> <p>3 箇月以上その事実がなくなったと通報があるまで</p> <p>6 箇月以上その事実がなくなったと通報があるまで</p> |
| <p>（建設業法違反行為）</p> <p>6 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者等が、建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>① 市が発注する建設工事に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>② 県内の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> | <p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p> <p>9 箇月</p> <p>8 箇月</p> |

| 措置要件 | 期間 |
|---|---|
| <p>③ 県外の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者が、建設業法第 28 条及び第 29 条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p> <p>① 市が発注する建設工事に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p> <p>② 県内の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p> <p>③ 県外の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者が、建設業法第 28 条の規定により、指示処分を受けたとき。</p> <p>① 市が発注する建設工事に関し、指示処分を受けたとき。</p> <p>② 県内の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。</p> <p>③ 県外の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。</p> | <p>4 箇月</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>6 箇月</p> <p>5 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3 箇月</p> <p>2 箇月</p> <p>1 箇月</p> |
| <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>① 市が発注する工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>② 県内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者の使用人（前(1)に掲げる者を除く。）が、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>① 市が発注する工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>② 県内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者等が、業務に関し脱税行為により、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(4) 入札参加資格者等が、業務関連法令（注 14）に重大な違反（注 15）をしたとき。</p> <p>① 市が発注する工事等において、業務関連法令に重大な違反をしたとき。</p> <p>② 県内の一般工事等において、業務関連法令に重大な違反をしたとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>9 箇月</p> <p>8 箇月</p> <p>6 箇月</p> <p>5 箇月</p> <p>6 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>2 箇月</p> |

| 措置要件 | 期間 |
|--|------------------------|
| (5) 入札参加資格者等が、県内において自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 | 2 箇月 |
| (その他) | |
| 8 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、次に該当したため、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から |
| (1) 入札参加資格者又はその役員が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。 | 3 箇月 |
| (2) 入札参加資格者が、金融機関から取引停止となったとき。 | 取引再開まで |
| (3) 入札参加資格者等が、競争入札に際し、担当職員の指示に従わなかったとき。 | 1 箇月 |
| (4) 入札参加資格者等が、低入札価格調査に関して不誠実な行為をしたとき。 | 3 箇月 |
| (5) 市が発注する工事等に関し、入札参加資格者等又はその役員が、非公表としている情報（入札参加業者数及びその名称、予定価格、設計金額（内訳を含む。）、最低制限価格、調査基準価格、総合評価競争入札に係る技術評価点などをいう。ただし、契約後に公表するものにあつては、落札者決定時までのものをいう。）を入手するため、職員に対して不当に情報提供要求又は働きかけを行ったと認められるとき（当該情報提供要求又は働きかけを行った者が情報を入手したか否かを問わない。）。 | 3～12 箇月 |
| (6) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。 | 6～12 箇月 |
| (7) 受注者又はその下請業者が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。 | 3 箇月 |
| (8) その他指名停止の措置の必要を認めたとき。 | 指名停止の決定のあった日から 18 箇月以内 |

(注 1) 「入札参加資格者」とは、市が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れ等の指名競争入札に参加する者として登録されている者をいう。

(注 2) 「指名停止」とは、指名停止、指名回避、指名留保、不選定等の名称のいかんを問わず、一定の要件に該当するため、工事等を受注させるにふさわしくない入札参加者について、市長が一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。

(注 3) 「入札参加資格者等」とは、入札参加資格者、役員又は使用人をいう。

(注 4) 「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して入札参加資格者等が不正行為の働きかけを行った場合等をいう。

(注 5) 別表における「市」とは、市及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の全部又は一部が適用される市が経営する企業をいう。

(注6)「公共工事等」とは、国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する工事等をいう。

(注7)「一般工事等」とは、当該地方公共団体発注以外の公共工事及び民間工事等をいう。

(注8)「重傷者」とは、傷病程度が30日以上の治療を必要とする者をいう。

(注9)「公共機関」とは、贈賄罪が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社、公団等）をいう。

(注10)「補助金等」とは、補助金等適正化法第2条第1項に規定されるもの又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2に基づく現金的給付をいう。

(注11)「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(注12)「間接補助事業等」とは、国以外の者が国から補助金等の交付を受け、それを財源として交付する給付金の対象となる事務又は事業をいう。

(注13)「相当の責任の地位にある者」とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。

(注14)「業務関連法令」とは、次のものをいう。

- ① 労働基準法、労働安全衛生法等の労働者使用関連法令
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、騒音規制法等の環境保全関連法令
- ③ 建築基準法その他の法令

(注15)「重大な違反」とは、当該法令違反により監督官庁から処分を受けた場合又は逮捕、書類送検若しくは起訴された場合等をいう。